

あま市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営改善に取り組む小規模事業者の負担を軽減し、経営の安定及び発展を図る目的で株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う小規模事業者経営改善資金融資制度による資金の融資（以下「マル経融資」という。）を受けた市内小規模事業者に対するあま市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる市内小規模事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に事業所を有する法人であること。
- (2) あま市商工会の推薦を受け、公庫が行うマル経融資を平成31年4月1日以後に受けた者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと（法人の場合は、代表者に対する課税分を含む。）。

(補助対象期間)

第3条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、マル経融資に係る初回の利子の支払期日から起算して1年間とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間における支払済利子の12回分の合計額とする。

- 2 借換えの場合においては、借換え額を除く新規の借入額にかかる支払済利子の合計額に相当する額（融資額に対する新規の借入額の割合を支払済利子の合計額に乗じた額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。））とする。
- 3 返済期間が12月未満の融資及び返済遅延により加算された延滞利子は、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

3 補助金に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、12回目の利子の支払い完了後6月以内に、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書兼補助金申請額計算書（様式第2号）
- (2) 小規模事業者経営改善資金利子支払額実績証明書（様式第3号）
- (3) 公庫が発行した補助対象者の補助対象融資に係る返済一覧表の写し
- (4) 同意書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。